

岐阜県公報

第 六 百 三 号
令和七年七月一日
(火曜日)

目 次

告 示

- 土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定の解除
 - 保安林に指定する予定である旨の通知
 - 保安林の解除をしようとする旨の通知
 - 道路の区域変更
 - 道路の供用開始
 - 車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定に関する告示の一部改正
 - 車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定に関する告示の一部改正
 - 土地改良事業計画の変更認可
- | | |
|---------|-----|
| (環境管理課) | 二八三 |
| (森林保全課) | 二八三 |
| (同) | 二八四 |
| (道路維持課) | 二八五 |
| (同) | 二八五 |
| (同) | 二八六 |
| (同) | 二八六 |
| (農地整備課) | 二八七 |

告 示

岐阜県告示第三百三三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和七年七月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定を解除する要措置区域

令和三年岐阜県告示第四百八十六号により指定した区域（安八郡安八町南今ヶ淵字東沼五九七番一、森部字高須一五五八番一、大森字筏場一八番一、字伊勢沼一〇八番及び一六八番一並びに字松原一八〇番一並びに氷取字金沼二六四番四及び二六五番一の各一部）のうち、安八郡安八町森部字高須一五五八番一及び大森字伊勢沼一〇八番の各一部

二 指定に係る特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

岐阜県告示第三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和七年七月一日

令和七年七月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

関市板取字大上三三八六の一七、五八三六の四二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年七月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字大栗毛三九三五の一・三九三六の一・三九三八・三九

四一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和七年七月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 解除予定保安林の所在場所

恵那市飯地町字称宜田一三〇六の七・字奥屋一三二四の四六から一三二四の四八まで・一三三五の二一・字魚釣一三四九の五二から一三四九の五五まで・字新皆戸一三七〇の三四から一三七〇の三六まで・字西ヶ鼻二四五三の三八から二四五三の四二まで・字中畑二四九一の五五・字川平二五二三の四五・二五二三の四七・二五二三の四八・二五五二の三（以上二十二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字称宜田二二六七の二・二二六七の三〇・一三〇五の二・一三〇六の二・字奥屋一三二四の三・字魚釣一三四九の八・字新皆戸一三七〇の六・字西ヶ鼻二四七八の四・字中畑二四九一の五・二四九一の二二・二四九一の三三・二四九一の二七・字川平二五二三の一六・二五二三の一八（以上十四筆国有林）、二五二三の三九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

ダム用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部森林保全課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年七月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	海安津八線	安八郡輪之内町里字連曾一四〇五番一地从先から同郡同町中郷字下で切戸一〇〇六番五地先まで	前	ハ・三・二	三・七・六	
			後	九・四・三・二	三・七・六	

岐阜県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年七月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定の年月日）
一般国道	二百五十六号	中津川市坂下字成栗四六五三番二地从先から同市西高辺二八一五番一地从先まで	七・八・六	令和七・七・一	令和七・三・二

岐阜県告示第三百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年七月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は決定の年月日）
一般国道	四百七十二号	郡上市明宝奥住字水沢上三三九三番五地先地内	一・八・六	令和七・七・一	令和七・一・二〇

岐阜県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年七月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の変更又は 決定年月日の 告示有無)
一般国道	四百七十二号	郡上市八幡町初納字水無一六二七番二地先地内	一三・四・七	令和七・七・一	令和五・三・二七

岐阜県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年七月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年七月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の変更又は 決定年月日の 告示有無)
県道	白川福岡線	加茂郡白川町黒川字杉之木八四一六番一地先から同 郡 同 町 同 字 餅小屋四	七・五・六	令和七・七・一	平成三〇・一・二五

〇八〇番一地先まで

岐阜県告示第三百十二号

車両制限令第三条第一項第二号イの規定に基づく道路の指定に関する告示（平成二十六年岐阜県告示第百二十七号）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年七月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

指定する道路の表中

大垣市中野町二丁目七〇番地先から	同
同 市池尻町二二〇七番一地先まで	同
大垣市赤坂町二二〇一番地先から	同
揖斐郡揖斐川町和田字井ノ下四五六番二地先まで	

を

大垣市中野町二丁目七三番一地先から	令和七・七・一
同 市池尻町字小島二二〇七番一地先まで	
大垣市赤坂町二二〇一番地先から	平成二六・四・一
揖斐郡揖斐川町和田字井ノ下四五六番二地先まで	

に

改める。

岐阜県告示第三百十三号

車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定に関する告示（平成二十六年岐阜県告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年七月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一の表中

県道 美 関 濃 線	大垣市中野町二丁目七〇番地先から 同 市池尻町二二〇七番一地先まで	同
	大垣市赤坂町二二〇一番地先から 揖斐郡揖斐川町三輪字下吹元五三四番一地先まで	同
県道 本庄 川 線	大垣市中野町二丁目七三番一地先から 同 市池尻町字小島二二〇七番一地先まで	令和七・七・一
	大垣市赤坂町二二〇一番地先から 揖斐郡揖斐川町三輪字下吹元五三四番一地先まで	平成二六・四・一
県道 美 関 濃 線	関市下有知字北石神三五五二番三地 先から 同市同 字新屋敷二七四六番六地 先まで	平成二六・四・一
	揖斐郡大野町大字本庄字中新田六二〇番二地先から 同 郡同 町大字加納字六反田西一 三三五番一地先まで	令和七・七・一
県道 美 関 濃 線	関市下有知字北石神三五五二番三地 先から 同市同 字新屋敷二七四六番六地 先まで	平成二六・四・一
	揖斐郡大野町大字本庄字中新田六二〇番二地先から 同 郡同 町大字加納字六反田西一 三三五番一地先まで	令和七・七・一

に

を

に

を

改める。

公 示

。土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

令和七年七月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

施行者名	施行に係る地区名	認可年月日
木曽川右岸用水土地改良区連合	木曽川右岸用水土地改良区連合	令和七・六・一九

令和七年七月一日発行

発行者
発行所

岐阜県庁
岐阜市藪田南二丁目一番一号

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社